

補助金調書

補助金名	博多祇園山笠振興会補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局国際経済・コンテンツ部 まつり振興課(TEL092-711-4359)
交付先	団体	博多祇園山笠振興会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助事業を成し得る団体が、博多祇園山笠振興会以外存在しないため。				
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市を代表する祭りであり、重要な都市コンテンツである博多祇園山笠の運営を支援することにより、博多の文化の保存、継承及びにぎわいの創出を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 補助金を交付する対象となる事業は、昇山笠、飾山笠及び走る飾山笠を建設・設置することにより、ひいては博多の文化の保存及び継承を図る事業とする。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	博多祇園山笠は、福岡市のにぎわいの創出に欠かせないものであり、ユネスコ無形文化遺産にも登録された本市を代表する伝統文化である。にぎわいの創出及び伝統文化の保存・継承を図り、本市の経済のさらなる発展に寄与するため、引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費(交際費、慶弔費、交通費、懇親会費、食糧費、櫛田神社関係諸経費その他これらに準ずる経費を除く。)のうち、次に掲げる経費とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。 (1) 山笠台の建設費及び装飾費 (2) 山小屋建設費 (3) 博多人形製作費 (4) 山笠の設置費及び保管費 (5) 山笠の補修費その他山笠建設に必要な経費 (6) 広報宣伝及び手拭制作に必要な経費 (7) 市長が特に必要と認める経費			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 再交付先である代表が委員となり構成する振興会が、連絡調整及び事務分担を行うため、各代表に再交付するもの。 ・昇山笠及び飾山笠を建設するもの 305万円 ・昇山笠のみ建設するもの 215万円 ・飾山笠のみ建設するもの(走る飾山笠を除く。) 90万円 ・走る飾山笠を建設するもの 115万円				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	27,800 千円	27,800 千円	21,100 千円	22,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	飾り山笠の展示、追い山笠馴らし、集団山笠見せ、追い山笠、広報物の制作 等				
補助金交付 による効果	博多の文化の保存、継承及びにぎわいの創出を図り、もって本市経済の健全な発展に寄与する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。